

平成 28 年度京都市廃自動車認定等委員会 摘録

1	日 時	平成 28 年 7 月 22 日 (金) 9 : 00 ~ 9 : 45
2	場 所	北庁舎第一会議室
3	出席者	窪田 和美 龍谷大学短期大学部教授 牧野 美絵 弁護士 小林 寛二 京都府自動車販売店協会事務局長 小林 一美 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 藤城 経宏 京都府警察本部交通部交通指導課取締企画担当補佐 (代理出席) 志渡澤 祥宏 京都市建設局自転車政策推進室室長 長谷川 昌史 京都市建設局自転車政策推進室自転車企画課長 ※事務局として撤去啓発担当石原係長と新谷が同席。
4	内 容	発言概要 (下記のとおり)

事務局：開会

事務局：挨拶

事務局：出席者の紹介

各委員の同意により委員長に窪田委員を選出。

各委員の同意にもとづき窪田委員が委員長に就任する。

委員長：挨拶と議事進行

事務局：「京都市自動車放置防止条例」に定められた委員会の位置付について説明

「京都市自動車放置防止条例」施行後の放置自動車撤去実績について

直近の廃自動車認定の事例説明

(質疑応答)

委 員：直近の廃自動車認定の事例について、ナンバーが外されているとのことだが、車体番号から所有者を特定することはできないのか。

事務局：車体番号から所有者を特定できても所有者が行方不明等で見つからない場合がある。その場合は、どうしても撤去せざるを得ない。

委 員：一般的に廃自動車は警察では対応できないのか。

委 員：警察では廃自動車は駐車違反の車には当たらず対応することができない。

事務局：そのため、京都市が条例に基づき対応している。自動車販売店では最近どのように対応されているのか。

委 員：平成 17 年に「自動車リサイクル法」施行されて以来、加盟店舗と準加盟店舗共は法律を順守している。今は購入時にリサイクル費用を預託しているのでなぜ放置するのかと思う。

事務局：置する方の中には法律や預託を知らない方がいる。本市からは所有者に法律等を伝え、できる限り所有者が自主的に撤去を行うように促している。

委 員：ここ最近では委員会では自動車について議論する機会はなかったが平成 21 年に大岩街道付近の私道上に放置された自動車について議論した記憶がある。過去に委員会で議論された事例があれば教えて欲しい。

事務局：お調べして委員の皆様には後日ご報告する。

委員長：委員会の総括

事務局：挨拶

閉会